(令和6年4月1日現在)

中小企業者の皆様へ

村上市制度融資のご案内

村上市では、市内の中小企業者の皆様に必要な事業資金を円滑に調達していただくために、融資制度を設けています。お気軽にご相談ください。

■融資の流れ

中小企業者



相談



申し込み



審査



融資実行

取扱金融機関または商工会議所、各商工会へ ご相談ください

取扱金融機関へお申込みください

取扱金融機関・市(必要に応じて信用保証協会) が審査を行います

審査の結果、融資をお断りすることがあります



■取扱金融機関

村上信用金庫	本店	5	53-2181
"	荒川支店	5	62-5151
"	岩船支店	73	56-6221
"	駅前支店	5	53-1351
"	東支店	5	53-5700
"	府屋支店	5	77-3131
大光銀行	村上支店	5	53-3161
きらやか銀行	村上支店	5	52-5111
第四北越銀行	村上支店	5	53-2121
"	岩船支店	5	56-7611
"	坂町支店	5	62-3141
"	山北支店	5	77-3811
"	村上中央支店	5	53-2121
新潟縣信用組	合 荒川町支店	5	62-3188
※きらやか銀	行 温海支店	25 0235-	43-3028

(中小企業振興資金に限る)

■お問い合わせ先

村上市	 方役所 地域	找経済振興 課	5	75-8942
"	荒川支所	産業建設課	25	62-3105
"	神林支所	産業建設課	2 5	66-6114
"	朝日支所	産業建設課	2 5	72-6883
"	山北支所	産業建設課	2 5	77-3115
村上商	第工会議所		2 5	53-4257
荒川商	有工会		2 5	62-3049
神林郡	有工会		2 5	66-7408
朝日商工会 272-1301				
山北郡	有工会		5	77-2259

制度名	対象者	資金の使途と 貸付限度額	貸付期間	貸付利率(年)			保証人	
					信用保証		及び 担保	
					なし	あり		担休
村上市地方産業育成資金	・市内に住所又は事業所を有している者	運転資金・設備資金	5年以内(運転) 7年以内(設備)		┃ ┃ 責任共有制度対象外	1. 70%		
	・市税の滞納がない者	1,000万円以内	※据置6ヵ月以内を含む ※一括返済は6ヵ月以内	2. 20%		1. 90%		
		・中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者						
一般資金	40.00	・市内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第1項第1号	運転資金・設備資金	9年以内(運転・設備)		責任共有制度対象外	1.80%	
	一般資金	から第6号に規定する者	1,000万円以内	※据置1年以内を含む ※一括返済は6ヵ月以内	2. 30%	責任共有制度対象	2.00%	
		・市税の滞納がない者のうち市長が特に必要と認めた者						
施設整備資金	・中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者のうち、市内の卸売業、小売業及びサービス業者で6ヵ月以	店舗及び製造場所の新築、 増築及び改築のための設備 9年以内		┃ 責任共有制度対象外 1.	1. 65%			
	上その事業を営んでいる者	資金	※据置1年以内を含む	2. 15%	責任共有制度対象	1.85%	1 _	
		・市税の滞納がない者	1,000万円以内					取 . 扱 金
		・中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者	生産等の効率を高める機械					
村設備整備資金上市	で市内で6ヵ月以上その事業を営んでいる者 ・市税の滞納がない者	又は設備を新設、更新する ための設備資金	9年以内 ※据置1年以内を含む	2. 15%	責任共有制度対象外 責任共有制度対象	1. 65% 1. 85%	融 機	
	・甲代の滞物がない名	ための設備負並 1,000万円以内	小川直 千次円を占む		· 其任六有问及对多	1.0070	関	
市		・中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者		10年以内(運転・設備)				の 定
中小		で市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者であっ						め
	小	て、かつ市税の滞納がない者又は市税分納誓約書を提出し、 市長及び信用保証協会が認めた者	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					る。
創業支援貸金	(1)中小企業信用保険法第2条第5項第5号又は委員会で不況企業	運転資金 1,200万円以内 設備資金 1,500万円以内	※据置1年以内を含む ※一括返済は1年以内	1. 95%	1. 60%		ところ	
	の認定を受けた者	17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
		②最近3ヵ月間の平均売上高が過去3年間のいずれかの年の同期						によ
		と比較して同じ又は減少している者で市長が認定した者						る
		・市内に住所を有し、市税の滞納がない者で、次の①~③の いずれかに該当する者。ただし、①②については借入金額の						
		1/2以上の自己資金を有していること [特定創業支援事業の						
	支援を受けたものについては自己資金要件は不要]	VET 15 A 500 - 11 I						
	自 全 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	①1ヵ月以内に事業開始の計画を有する者	運転資金 500万円以内 設備資金 1,000万円以内	5年以内(運転) 7年以内(設備) ※据置1年以内を含む	2. 15%	1. 65%		
	和木头汲具亚	②2ヵ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する計画を有	併用限度額 1,000万円以内					
		する者						
		③中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者 で創業後5年を経過していない者(法人成り企業で、個人創業						
		時から5年未満の会社を含む)						

※地方産業育成資金及び中小企業振興資金については、借入金額に応じて信用保証料を市が補給します。【300万円以下 [100%] 、300万円超700万円以下 [75%] 、700万円超1500万円以下 [50%] 】

- ※新潟県同和地区中小企業振興資金、新潟県小規模企業支援資金については、信用保証料の50%を市が補給します。
- ※新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)第4項-自然災害要件については、信用保証料の100%を市が補給します。
- ※新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)第7項-新型感染症・物価高騰等対策要件については、借入金額に応じて信用保証料を市が補給します。【300万円以下 [100%]、300万円超700万円以下 [75%]、700万円超1億円以下 [50%]】
- ※既往借入金の返済負担の軽減を図るための借り換え制度があります。条件など詳しくはお問い合わせください。
- ※責任共有制度対象資金(80%)から責任共有制度対象外資金(100%)への借換はできません。
- ※地方産業育成資金から地方産業育成資金、中小企業振興資金から地方産業育成資金への借換はできません。

【申込関係書類】 ※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

- ・制度融資申請書
- ・借入申込書
- ・信用保証料補給申請書(信用保証付きが予定される場合のみ)

- ・個人情報に関する同意書
- ・市税の納税証明書
- 確定申告書・決算書(3期分)